

<h1>静岡市報</h1>	No. 39
	静岡市葵区追手町5番1号
	発行所 静岡市役所
	編集兼発行人 静岡市長
	発行日 毎月1日・随時

目 次

条 例

- 静岡市多文化共生のまち推進条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 静岡市附属機関設置条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 静岡市手数料条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・ 10
- 静岡市営住宅条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・ 14
- 静岡市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例・・・・・・・・ 16
- 静岡市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例・・・・・・ 17

規 則

- 静岡市会計規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
- 静岡市会計規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
- 静岡市国民健康保険条例等施行規則の一部を改正する規則・・・・・・・・ 21
- 静岡市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・ 25
- 静岡市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則・・・・ 26

教育委員会規則

- 静岡市立中学校における部活動の改革に関する検討に係る臨時的事務を処理するための附属機関に関する細目を定める規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28

＜本号で登載された条例のあらまし＞

◇ 静岡市多文化共生のまち推進条例（令和4年静岡市条例第27号）

多文化共生のまちの推進に関する基本理念、市、市民、事業者等の責務、施策の基本的な事項を定め、総合的かつ計画的に推進することで、多文化共生のまちの実現に寄与するため、本条例を制定することとした。

◇ 静岡市附属機関設置条例の一部を改正する条例（令和4年静岡市条例第28号）

附属機関の廃止について、所要の改正をすることとした。

◇ 静岡市手数料条例の一部を改正する条例（令和4年静岡市条例第29号）

長期優良住宅の普及の促進に関する法律の一部改正に伴い、長期優良住宅の認定に係る手数料について、所要の改正をすることとした。

◇ 静岡市営住宅条例の一部を改正する条例（令和4年静岡市条例第30号）

清水宮加三団地の用途廃止に伴い、所要の改正をすることとした。

◇ 静岡市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例（令和4年静岡市条例第31号）

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律の一部改正に伴い、消防団員等公務災害補償を受ける権利を担保とする特例を定めた規定を削除するため、所要の改正をすることとした。

◇ 静岡市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年静岡市条例第32号）

下水道法に基づく事業計画の変更に伴い、雨水の予定排水区域面積を変更するため、所要の改正をすることとした。

条 例

静岡市多文化共生のまち推進条例をここに公布する。

令和4年7月12日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第27号

静岡市多文化共生のまち推進条例

しずおかし せかい いろいろな ところ から やつてきて、ともに せいかつ している ひと
静岡市には 世界の いろいろな 所 から やつてきて、ともに 生活している 人
たちが います。も 持っている ぶんか 文化は ひとりひとり ちがいますが、みんな このまちで
まな はたら く 暮らしている なかま 仲間である しずおかしん
学び 働き 暮らしている 仲間である 「静岡人」です。

わたし わたし たちは それぞれの ぶんか 文化を たいせつ 大切に していきます。わたし たちは お互いに 助
あ け合ったり まな あ 学び合ったり していきます。わたし たちは みんなの ために ひとりひとりの
こせい い 個性を 活かしていきます。そして だれ と のこ 誰ひとり取り残さず みんなで しあわ 幸 せに せいかつ 生活で
きる まちを つくります。

このため わたし たちは このまちの きまりを つくります。

(目的)

第1条 この条例は、多文化共生のまちの推進についての基本理念を定め、市、市民、事業者等の責務を明らかにするとともに、これらにのっとり多文化共生のまちの推進に関する施策の基本となる事項を定め、これを総合的かつ計画的に推進することにより、多文化共生のまちの実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 多文化共生のまち 全ての人が、互いの文化的な違いを尊重し、助け合い、学び合い、一人ひとりの個性を活かして、共に行動するまちをいう。
- (2) 市民 市内に居住し、通学し、若しくは通勤し、又は市内において事業を行い、若しくは活動を行う個人をいう。
- (3) 事業者 市内において事業を行う者をいう。

(基本理念)

第3条 多文化共生のまちの推進は、次に掲げる事項を基本理念として行わなければならない。

- (1) 全ての人が、国籍、民族等により差別的扱いをされず、多様な文化又は生活習慣が尊重されること。
- (2) 市民が、地域、職場、学校、家庭等のあらゆる場面において、互いに助け合い、学び合うことにより、誰もが安心できる社会を形成すること。
- (3) 多様な文化又は生活習慣により培われた知識、経験等が活かされる社会を形成すること。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、多文化共生のまちの推進に関する施策を総合的に実施するものとする。

- 2 市は、多文化共生のまちの推進に関する施策を実施するに当たっては、国、県及び関係機関と連携を図るものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、多文化共生のまちの推進の重要性を理解し、市が実施する多文化共生のまちの推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者等の責務)

第6条 事業者及び自治会、町内会その他の団体は、基本理念にのっとり、事業活動又は地域活動において多様な文化又は生活習慣を持つ市民が活動し、又は活躍することができる環境の整備に努めるものとする。

- 2 事業者及び自治会、町内会その他の団体は、市が実施する多文化共生のまちの推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(生活環境の整備)

第7条 市は、多様な文化又は生活習慣を持つ人が安心して生活できる環境を整備するため、相談体制の充実、全ての人に配慮したやさしい日本語による情報提供その他必要な施策を講ずるものとする。

(教育の充実)

第8条 市は、学校教育及び生涯学習において、多文化共生のまちの推進に資するよう、多様な文化又は生活習慣の理解を促進するための施策を講ずるものとする。

- 2 市は、日本語教育を必要とする者が日常生活及び社会生活を円滑に営むための日本語教育を充実する施策を講ずるものとする。

(地域における交流促進)

第9条 市は、多様な文化又は生活習慣を持つ市民相互の理解を深めることができるよう、地

域における交流の促進その他必要な施策を講ずるものとする。

(担い手の育成)

第10条 市は、多文化共生のまちの推進に関する市民活動の促進に資するため、その担い手の育成その他の必要な施策を講ずるものとする。

(多文化共生推進計画)

第11条 市長は、多文化共生のまちの推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、多文化共生推進計画（以下「計画」という。）を策定するものとする。

- 2 市長は、計画を策定し、又は変更するときは、あらかじめ次条に規定する静岡市多文化共生協議会に諮問しなければならない。
- 3 市長は、計画を策定し、又は変更しようとするときは、市民の意見を反映できるよう、必要な措置を講じなければならない。
- 4 市長は、計画を策定し、又は変更したときは、これを公表するものとする。

(静岡市多文化共生協議会)

第12条 市は、多文化共生のまちの推進に関する施策の総合的な推進を図るため、静岡市多文化共生協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第13条 協議会は、第11条第2項の規定による諮問に対し答申を行うほか、多文化共生のまちの推進に関する施策及び重要事項について審議する。

(組織)

第14条 協議会は、委員14人以内をもって組織する。

- 2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。
 - (1) 多文化共生に関し優れた識見を有する者
 - (2) 関係団体を代表する者
 - (3) 外国籍を有する者等であって、市内に1年以上連続して居住する者
 - (4) 日本国籍を有する市内に居住し、通学し、又は通勤する者
- 3 市長は、前項第4号に掲げる委員を委嘱するに当たっては、公募の方法によるよう努めるものとする。

(委員の任期)

第15条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第16条 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、協議会の会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 会長は、協議会の会議の議長となる。
- 4 協議会に、会長の指名により、副会長を置く。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第17条 協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第18条 協議会の庶務は、観光交流文化局において処理する。

(協議会の運営に関する委任)

第19条 第12条から前条までに定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

(委任)

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、現に静岡市附属機関設置条例（平成30年静岡市条例第17号）別表第1の静岡市多文化共生協議会（以下「附属機関条例協議会」という。）の委員である者は、この条例の施行の日に、協議会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、当該委嘱されたものとみなされる委員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、同日における附属機関条例協議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

静岡市附属機関設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年7月12日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第28号

静岡市附属機関設置条例の一部を改正する条例

静岡市附属機関設置条例（平成30年静岡市条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1市長の表中

「

静岡市女性活躍ブランド認定審査委員会	静岡市女性活躍ブランドの認定の申請があった商品又は製品の認定、認定内容の変更の承認及び認定の取消しについて審査すること。	7人以内	1 関係団体を代表する者 2 市職員	委嘱の日から同日の属する年度の末日まで	委員の互選により定める者
静岡市多文化共生協議会	多文化共生に係る基本的施策及び重要事項について審議すること。	14人以内	1 多文化共生に関し優れた識見を有する者 2 関係団体を代表する者 3 外国籍を有する者等であって、市	2年	委員の互選により定める者

を

			内に1年以上連続して居住する者	
			4 日本国籍を有する市民	

「

静岡市女性活躍ブランド認定審査委員会	静岡市女性活躍ブランドの認定の申請があった商品又は製品の認定、認定内容の変更の承認及び認定の取消しについて審査すること。	7人以内	1 関係団体を代表する者 2 市職員	委嘱の日から同日の属する年度の末日まで	委員の互選により定める者
--------------------	--	------	-----------------------	---------------------	--------------

に

改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

静岡市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年7月12日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第29号

静岡市手数料条例の一部を改正する条例

静岡市手数料条例（平成15年静岡市条例第103号）の一部を次のように改正する。

別表第7中

「

			申請戸数が301以上であるもの	5,460,000円
--	--	--	-----------------	------------

を

」

「

			申請戸数が301以上であるもの	5,460,000円
長期優良住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第5項の規定の適用を受けた場合	住宅維持保全計画認定申請	住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第5項の規定の適用を受けた場合	一戸建ての住宅	22,000円
			申請戸数が1であるもの	22,000円
			申請戸数が2から5までであるもの	38,000円
			申請戸数が6から10までであるもの	61,000円
			申請戸数が11から25までであるもの	101,000円
			申請戸数が26から50までであるもの	161,000円

		申請戸数が51から100までであるもの	245,000円
		申請戸数が101から200までであるもの	415,000円
		申請戸数が201から300までであるもの	525,000円
		申請戸数が301以上であるもの	595,000円
その他の場合	一戸建ての住宅		77,000円
	一戸建ての住宅以外の住宅	申請戸数が1であるもの	77,000円
		申請戸数が2から5までであるもの	176,000円
		申請戸数が6から10までであるもの	280,000円
		申請戸数が11から25までであるもの	550,000円
		申請戸数が26から50までであるもの	983,000円
		申請戸数が51から100までであるもの	1,680,000円
		申請戸数が101から200までであるもの	3,120,000円
		申請戸数が201から300までであるもの	4,460,000円

に、

		もの	
		申請戸数が301以上であるもの	5,460,000円

「

譲受人の決定のみを事由とする場合	2,500円
------------------	--------

を

「

譲受人の決定のみを事由とする場合			2,500円
長期優良住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第5項の規定の適用を受けた場合 住宅維持進等に関する法律第6条の2第5項の規定の適用を受けた場合 住宅維持進等に関する法律第6条の2第5項の規定の適用を受けた場合 住宅維持進等に関する法律第6条の2第5項の規定の適用を受けた場合 住宅維持進等に関する法律第6条の2第5項の規定の適用を受けた場合 住宅維持進等に関する法律第6条の2第5項の規定の適用を受けた場合 住宅維持進等に関する法律第6条の2第5項の規定の適用を受けた場合 住宅維持進等に関する法律第6条の2第5項の規定の適用を受けた場合 住宅維持進等に関する法律第6条の2第5項の規定の適用を受けた場合 住宅維持進等に関する法律第6条の2第5項の規定の適用を受けた場合	一戸建ての住宅		17,000円
	一戸建ての住宅	申請戸数が1であるもの	17,000円
	住宅以外の住宅	申請戸数が2から5までであるもの	30,000円
		申請戸数が6から10までであるもの	49,000円
		申請戸数が11から25までであるもの	77,000円
		申請戸数が26から50までであるもの	128,000円
		申請戸数が51から100までであるもの	204,000円
		申請戸数が101から200までであるもの	341,000円
		申請戸数が201から300までであるもの	427,000円
		申請戸数が301以上であるもの	473,000円

		上であるもの		に
その他の場合	一戸建ての住宅		45,000円	
	一戸建ての住宅以外の住宅	申請戸数が1であるもの	45,000円	
		申請戸数が2から5までであるもの	99,000円	
		申請戸数が6から10までであるもの	159,000円	
		申請戸数が11から25までであるもの	301,000円	
		申請戸数が26から50までであるもの	540,000円	
		申請戸数が51から100までであるもの	926,000円	
		申請戸数が101から200までであるもの	1,690,000円	
		申請戸数が201から300までであるもの	2,390,000円	
	申請戸数が301以上であるもの	2,900,000円		

改める。

附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。

静岡市営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年7月12日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第30号

静岡市営住宅条例の一部を改正する条例

静岡市営住宅条例（平成15年静岡市条例第253号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

清水緑が丘団地	静岡市清水区緑が丘町	を
清水宮加三団地	静岡市清水区宮加三	

」

「

清水緑が丘団地	静岡市清水区緑が丘町	に
---------	------------	---

」

改める。

別表第2中

「

清水緑が丘団地駐車場	静岡市清水区緑が丘町	を
清水宮加三団地駐車場	静岡市清水区宮加三	

」

「

清水緑が丘団地駐車場	静岡市清水区緑が丘町	に
------------	------------	---

」

改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

静岡市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年7月12日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第31号

静岡市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

静岡市消防団員等公務災害補償条例（平成15年静岡市条例第289号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項ただし書を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に担保に供されている傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後も、なお従前の例により担保に供することができる。

3 年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和2年法律第40号）附則第70条第1項及び第71条第1項の規定により令和4年3月31日までに申込みをした貸付けの担保となる傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利は、施行日以後も、なお従前の例により担保に供することができる。

静岡市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年7月12日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第32号

静岡市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
静岡市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（平成15年静岡市条例第297号）の一部
を次のように改正する。

第4条第2項第4号中「6,402.9ヘクタール」を「6,421.5ヘクタール」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

規 則

静岡市規則第56号

静岡市会計規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和4年6月17日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市会計規則の一部を改正する規則

静岡市会計規則（平成15年静岡市規則第45号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

市長公室東京事務 所	所長	所管に係る諸収入の収納	所属職員
---------------	----	-------------	------

を

」

「

市長公室東京事務 所	所長	所管に係る諸収入の収納	所属職員
危機管理総室	次長	防災物品売払収入の収納	所属職員

に

」

改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

静岡市規則第57号

静岡市会計規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和4年6月24日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市会計規則の一部を改正する規則

静岡市会計規則（平成15年静岡市規則第45号）の一部を次のように改正する。

第75条中第22号を第23号とし、第21号の次に次の1号を加える。

(22) 子育て世帯生活支援特別給付金

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

静岡市規則第58号

静岡市国民健康保険条例等施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和4年6月30日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市国民健康保険条例等施行規則の一部を改正する規則

静岡市国民健康保険条例等施行規則（平成16年静岡市規則第43号）の一部を次のように改正する。

附則第10項中「令和4年6月30日」を「令和4年9月30日」に改める。

様式第14号中

「

認定対象者の氏名	世帯主との続柄	男	認定対象者の生年月日	年 月 日	を
		女	個人番号		

」

「

認定対象者の氏名	世帯主との続柄		認定対象者の生年月日	年 月 日	に
			個人番号		

」

に改める。

様式第15号の2の2の2を次のように改める。

【様式は掲載省略】

様式第15号の2の2の3中

「

生年月日		性別	
------	--	----	--

を
」

「

生年月日	
------	--

に
」

改める。

様式第15号の2の4中

「

フリガナ		生年月日		性別		個人番号	
氏名						計算期間の始期及び終期	

を
」

「

フリガナ		生年月日		個人番号	
氏名				計算期間の始期及び終期	

に
」

改める。

様式第15号の3中

「

生年月日		性別	
------	--	----	--

を
」

「

生年月日	
------	--

に
」

改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現に改正前の静岡市国民健康保険条例等施行規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

静岡市規則第59号

静岡市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和4年7月12日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

静岡市営住宅条例施行規則（平成15年静岡市規則第242号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

清水緑が丘団地	4,100円
清水宮加三団地	5,200円

を

」

「

清水緑が丘団地	4,100円
---------	--------

に

」

改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

静岡市規則第60号

静岡市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和4年7月13日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則

静岡市消防団員等公務災害補償条例施行規則（平成15年静岡市規則第259号）の一部を次のように改正する。

第5条第2号中「又は」を「、同法第64条の規定による保護処分として少年院に送致され、収容されている場合、同法第66条の規定による決定により少年院に収容されている場合又は」に改める。

別表第4中「7万3,090円」を「7万5,290円」に、「3万6,500円」を「3万7,600円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の静岡市消防団員等公務災害補償条例施行規則別表第4の規定は、令和4年4月1日以後の期間に係る介護補償の額について適用し、同日前の期間に係る介護補償の額については、なお従前の例による。

教育委員会規則

静岡市教育委員会規則第13号

静岡市立中学校における部活動の改革に関する検討に係る臨時的事務を処理するための附属機関に関する細目を定める規則をここに制定する。

令和4年6月23日

静岡市教育委員会

教育長 赤 堀 文 宣

静岡市立中学校における部活動の改革に関する検討に係る臨時的事務を処理するための附属機関に関する細目を定める規則

(趣旨)

第1条 この規則は、静岡市附属機関設置条例（平成30年静岡市条例第17号）第2条第4項の規定に基づき、静岡市立中学校における部活動の改革に関する検討に係る臨時的事務を処理するための附属機関（以下「附属機関」という。）に関し必要な細目を定めるものとする。

(名称)

第2条 附属機関の名称は、静岡市部活動改革検討委員会とする。

(所掌事項)

第3条 附属機関の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 静岡市立中学校における部活動の改革に関する事項について調査審議すること。
- (2) 静岡市立中学校における部活動の改革に関し、静岡市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に意見を述べること。

(組織)

第4条 附属機関は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- (1) スポーツ、文化及び教育に関し優れた識見を有する者
- (2) 関係団体を代表する者
- (3) 市立の小学校及び中学校の児童及び生徒の保護者を代表する者
- (4) 市民

3 教育委員会は、前項第4号に掲げる者を委員に選任するに当たっては、公募の方法によるよう努めるものとする。

(委員の任期等)

第5条 委員の任期は、委嘱の日から令和5年6月30日までとする。

2 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委員長)

第6条 附属機関に委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選によりこれを定める。

3 委員長は、附属機関の会務を総理し、附属機関を代表する。

4 委員長は、附属機関の会議の議長となる。

5 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第7条 附属機関の会議は、委員長が招集する。

2 附属機関は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 附属機関の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の時は、委員長の決するところによる。

4 附属機関は、必要があると認めるときは、附属機関の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和4年7月1日から施行する。

(この規則の失効)

2 この規則は、令和5年6月30日限り、その効力を失う。